

障害者等用駐車区画利用制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、秋田県（以下「県」という。）が障害者等用駐車区画を利用できる者を明確にし、障害者等用駐車区画の利用に必要となる利用証を交付することにより、障害者等用駐車区画の適正利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等用駐車区画 施設管理者がこの制度の趣旨に賛同し、協力を届け出た以下の駐車区画
 - ア 秋田県バリアフリー社会形成に関する条例施行規則第6条に規定する別表第2に掲げる車いす使用者用駐車施設
 - イ アに掲げるほか、歩行困難な者のために設けた幅210センチメートル以上350センチメートル未満の駐車区画
- (2) 施設管理者 障害者等用駐車区画を所有又は管理する者

(県民の役割)

第3条 県民は、障害者等用駐車区画の適正利用に努めるものとする。

(利用証の交付及び交付基準等)

第4条 県は、次項各号で定める者に対し、申請に基づき利用証（様式第2号又は様式第3号）を交付するものとする。

2 利用証の交付対象者は、歩行困難でかつ次の各号のいずれかに該当する者とし、交付基準及び有効期間は別表のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病患者
- (5) 要介護認定を受けた者
- (6) 妊産婦
- (7) けが人

(利用証の交付申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）又は、Graffer 電子申請フォームにより知事に申請するものとする。

(利用証の使用)

第6条 利用者は、利用証を車両の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

2 利用者は、自らが車両を運転しないときは、車両からの乗降が終了次第、車両を障害者等用駐車区画から移動するよう努めるものとする。

(利用証の再交付)

第7条 利用者は、利用証の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書（様式第4号）又は、Graffer 電子申請フォームにより知事に申請するものとする。

(利用証の返却)

第8条 利用者は、第4条に該当しなくなったときは、速やかに当該利用証を知事に返却しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当する場合には、利用者に対し利用証の返却を求めるものとする。

- (1) 利用者が利用証を他人に譲渡し若しくは貸与し又は利用させたとき
- (2) その他障害者等用駐車区画の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力届出)

第9条 施設管理者は、この制度に協力しようとするときは、知事に障害者等用駐車区画利用制度協力届出書（様式第5号）を提出するものとする。

(施設管理者の役割)

第10条 施設管理者は、障害者等用駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な指導に努めるものとする。

2 施設管理者は、障害者等用駐車区画に案内標示などによりその旨を表示するものとする。

(利用証の相互利用)

第11条 本県以外の地方自治体において、同様の制度による利用証の交付を受けている者は、本制度に定める障害者等用駐車区画を利用できるものとする。

2 施設管理者は、本県以外の地方自治体が交付した利用証について、本県において交付した利用証と同様に取扱うものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

別表

区分	障害等の状況	有効期限
視覚障害	4級以上	なし
聴覚障害	3級以上	
平衡機能障害	5級以上	
上肢不自由	2級以上	
下肢不自由	6級以上	
体幹不自由	5級以上	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(上肢機能)	2級以上	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能)	6級以上	
心臓機能障害	4級以上	
じん臓機能障害	4級以上	
呼吸器機能障害	4級以上	
ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上	
小腸機能障害	4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
肝臓機能障害	4級以上	
知的障害者	療育手帳A	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級	
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 又は小児慢性特定疾患医療受給者	
要介護認定を受けた者	要介護1以上	
妊産婦	妊娠7箇月～産後3箇月	妊娠7箇月～産後3箇月
けが人	けが等により一時的に移動に配慮が必要な者	車いす、杖等使用期間